

国際交流事業・多文化共生推進事業

2022 年度

補助金申請団体募集



公益財団法人川崎市国際交流協会では、補助金を交付しています。補助金の趣旨は、国際交流事業または外国人支援等の多文化共生推進事業を行う市内の民間団体を支援することにあります。2021年度から多文化共生推進事業を追加しました。ぜひご利用ください。

対象団体

文化、スポーツ等の国際交流活動または外国人支援等の多文化共生を推進する民間団体で、次のすべてに該当する団体。

1. 団体の事務所が川崎市内にあり、主たる活動の場が川崎市内であること。
2. 団体の事業活動が、一般市民を対象としていること。
3. 代表者・副代表者及び役員等、団体の主たる構成員が川崎市内在住等であること。
4. 原則として、5年以上の活動実績があること。
5. 団体運営に際し、目的、組織、代表者等必要事項の定めがあること。



対象事業

1. 川崎市の国際化に寄与すると認められる次の①、②のいずれかの事業。
 - ①海外で実施する文化、スポーツ等の国際交流事業。
 - ②川崎市及び川崎市の国内友好自治体で実施する文化、スポーツ等の国際交流事業および外国人支援等の多文化共生推進事業

2. 2022年4月1日から2023年3月31日までに終了する事業。

※注意：すでに交付を受けた団体が連続して同種の補助金交付申請をした場合、補助金交付の目的がすでに達せられたと認められる事業の場合は対象になりません。多文化共生推進事業については最大3年まで連続して交付を受けることができます。

申請方法

※新規の団体は、申請書類提出の前に、事前にご相談にお越しくください。

申請書類（下記を参照）をご記入の上、

2022年3月30日（水）16:30までに、川崎市国際交流協会にご持参ください。

補助金交付事業のページ



申請書類

①補助金交付申請書、②事業計画書、③予算書収入、④予算書支出、⑤その他の必要書類

（団体の会則等の規約、会員名簿、海外プログラムの場合、渡航に関する旅行会社の見積書）

※①～④の様式は、<https://www.kian.or.jp/topics/josei.shtml> からダウンロードできます。

交付の決定方法・決定時期

交付は審査委員会の審査を経て決定します。決定時期は5月下旬の予定です。

問合せ・申込先：公益財団法人川崎市国際交流協会

〒211-0033 川崎市中区木月祇園町 2-2

TEL 044-435-7000 FAX 044-435-7010

E-mail kiankawasaki@kian.or.jp HP <https://www.kian.or.jp/>

